

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく

光市病院局障害者活躍推進計画

令和2年4月1日

光市病院事業管理者 桑 田 憲 幸

1 計画策定の目的

この障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく「光市病院局障害者活躍推進計画」は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用推進法」という。）第7条の2第1項の規定に定められた障害者活躍推進計画作成指針に掲げられた基本的視点を踏まえ、障害者の一人ひとりが、能力を有効に発揮でき、雇用・就業し又は同一の職場に長期に定着するだけでなく、全ての障害者が、その障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる雇用環境を計画的かつ着実に推進するため、本計画を策定し、公表します。

2 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5か年を計画期間とします。

3 現状を踏まえた数値目標

光市病院局においては、法定雇用義務達成のための障害者数の不足は生じていないものの、障害者雇用率は令和元年6月1日現在において、2.24%であるが、令和3年4月までには、地方公共団体の法定雇用率は2.6%に引き上げられる予定です。よって障害者の活躍のため、次の通り目標を設定します。

【光市病院局における障害者雇用に関する課題】

光市病院局においては、令和元年6月1日現在、法定雇用義務達成のための障害者数は達成していますが、今後、退職等により不足が生じる見込みです。

よって、計画的な障害者の雇入れを行うことに加え、障害者である職員の活躍のために、受け入れ体制の整備、各種取組が必要となります。

目標

① 採用に関する目標

【目標】 法定雇用率を達成する障害者数を確保します

【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理します

② 定着に関する目標

【目標】 不本意な離職者を極力生じさせない

【評価方法】 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、在籍する障害者の定着状況を把握・管理します

4 目標を達成するための取組み及び実施時期

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

○障害者雇用推進者として、管理部経営企画課長を選任します。

○障害者職業生活相談員を各施設に選任し、障害者である職員の相談窓口を光総合病院総務課内、大和総合病院業務課内、ナイスケアまほろば事務室内に設定し、施設内掲示等により周知します。

○障害者生活相談員については、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員の資格認定講習を受講させます。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行います。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 職務環境

○新規に採用した障害者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じます。

○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

イ 募集・採用

○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。

- ・特定の障害者を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」

といった条件を設定する。

- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(4) その他

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。